

報道関係者 各位

平成 31 年 2 月 18 日

【照会先】

労働基準局労働条件政策課

課 長 黒澤 朗

労働条件企画専門官 前村 充

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5383)

(直通電話) 03(3502)1599

「働き方改革関連法」の施行に向けた周知・啓発を要請しました ～高階副大臣が、経済 4 団体に要請～

厚生労働省は、本日、高階恵美子厚生労働副大臣を通じて、日本経済団体連合会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所に対し、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」）の施行に向けた一層の周知・啓発などへの協力を要請しました。

昨年の 6 月に「働き方改革関連法」が成立したことに伴い、今年の 4 月 1 日から、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする各改正事項が、順次施行されます。今回の要請は、これらを踏まえ行ったものです。

厚生労働省は、今後も「働き方改革関連法」の周知・啓発をしていくことで、その円滑な施行に取り組めます。

実施概要

1. 日 時 平成 31 年 2 月 18 日（月）11:00～11:20
2. 場 所 厚生労働省（中央合同庁舎第 5 号館）10 階 厚生労働副大臣室
3. 要請概要
 - (1) 労働施策基本方針および、いわゆる同一労働同一賃金ガイドラインの周知
 - (2) 働き方改革推進支援センターなどの個別相談・支援の利用勧奨
 - (3) 働き方改革推進支援センターが行うセミナーなどへの実施協力および周知
 - (4) 時間外労働等改善助成金などの活用
4. 要 請 者 厚生労働省 高階 恵美子 厚生労働副大臣

5. 出席者 一般社団法人日本経済団体連合会 椋田 哲史 専務理事
全国商工会連合会 乾 敏一 専務理事
全国中小企業団体中央会 高橋 晴樹 専務理事
日本商工会議所 小林 治彦 産業政策第二部長

6. 関係資料

別添1 要請文（一般社団法人日本経済団体連合会）
別添2 要請文（日本商工会議所）
別添3 要請文（全国中小企業団体中央会）
別添4 要請文（全国商工会連合会）